

議第50号

都市計画法施行令第15条の2ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例案

都市計画法施行令第15条の2ただし書の規模を定める条例（平成21年三島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市計画法施行令第15条ただし書の規模を定める条例
本則中「第15条の2ただし書」を「第15条ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士